

## 弘前市車両広告募集要領

弘前市では本庁舎で使用している車両の後部両側面に広告を掲載する事業者を募集しています。市内を走行する視認性の高い広告媒体としてご活用ください。

### 1. 申込み資格

広告掲載の申込みは、市内に事業所、事務所、店舗等を有する個人又は法人で、その業務内容が明確である方を対象とします。

### 2. 募集内容

掲 載 場 所：側面ドア（左右両面）

掲 載 枚 数：1台当り2枚（掲載に係る費用は広告主の負担となります。）

広告の大きさ：縦40cm、横50cm（車両広告以外にも「弘前市 有料広告掲載車」と記載したフレームを作成及び掲載していただきます。詳しくは下記「広告イメージ」をご覧ください。）

掲 載 料：年額36,000円（税込、1台あたり）

募 集 台 数：10台（別表参照、場合によって募集台数が増加します。）

走 行 日 数：年200日程度

走 行 距 離：年8,000km ※あくまでも目安であり、実際の走行距離を保証するものではありません。

主な走行エリア：市内一円

※フレームの文字の大きさ及び背景色について

背景色はオレンジ、文字は黒色、フォントはMS Pゴシックで作成してください。

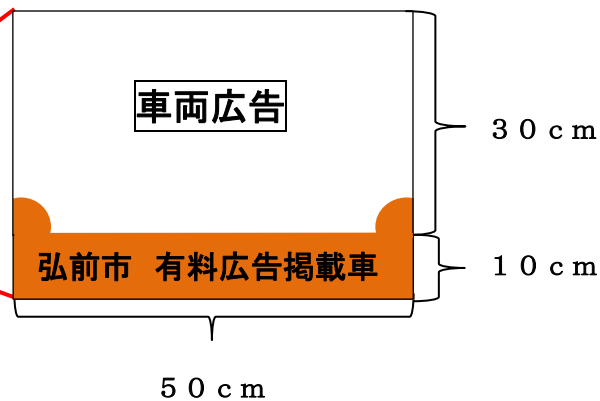
（フレームについてはデータをお渡しするのでそのまま使用してください。）

※掲載イメージ



※見本（広告イメージ参照）

オレンジ色の部分は市役所使用欄です



### 3. 掲載方法

車両広告の内容を表示したマグネットシートを車体に貼りつけるものとします（塗装等により車体に直接表示することはできません）。

フレームのデータを電子メールにて配布いたしますので、広告下部にフレームをつけてください。なお、電子メールを使用できない場合についてはCDにデータを取り込みますので、申込み時に空のCDを持参していただくようお願いします。

広告の掲載・撤去作業は広告主の責任で行い、各費用（掲載費、撤去費、製作費等）は広告主の負担となります。

### 4. 掲載期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）までの12ヵ月間とします。（協議により1年延長可能です。）掲載期間が終わり次第、撤去していただきます。

### 5. 申込み期間（受付時間）

平成30年2月22日（木）から3月7日（水）までの8時30分から17時00分まで（土・日曜日、国民の休日を除く）※郵送の場合3月7日必着

### 6. 申込み方法

申込みには、必ず事前に本要領以外にも「弘前市車両広告掲載要領」、「弘前市有料広告掲載基準」並びに「弘前市有料広告取扱要綱」をお読みいただき、その内容に適合するものとしてください。

#### （1）提出書類

- ① 弘前市車両広告掲載申込書（様式第1号）
- ② 申込者の事業内容がわかる書類（会社案内、パンフレット等）
- ③ 市税を滞納していないこと（市税の賦課等がないこと）を証明する書類（平成28年度分）

法人：納税証明書（法人市民税と固定資産税）※本社所在地のもの

個人：納税証明書（市県民税と固定資産税）※事業主所在地のもの

※弘前市の場合

納税証明書については弘前市役所ホームページより、

[トップ](#)>[暮らし](#)>[届出・証明・マイナンバー](#)>[申請書ダウンロード](#)>

[財務部 収納課](#)>納税証明書の交付のため(資金借入、保証人、指名入札参加願、市営住宅申込等)に申請書類等の詳細を掲載しておりますので、各自用意してください。

※本人以外が証明書を発行するためには委任状が必要となります。

④ 国税を滞納していないことを証明する書類（平成28年度分）

納税証明書（その4）

（納税証明書の請求は、現在の住所地（納税地）を所轄する税務署にオンラインで請求する方法と書面で請求する方法（郵送可）があります。

※納税証明書については国税庁ホームページより、  
ホーム>申請・届出様式>納税証明書・納税手続>

1 納税証明書の交付請求手続 より詳細をご確認ください。

⑤ 広告の原稿案（A4サイズ・カラー）

(2) 提出先

○郵送の場合

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市役所前川新館2階 財産管理課 財産係

（郵送の場合は書留扱いとし、「車両広告掲載申込」と記載してください。

○持参の場合

受付時間（土・日曜日、国民の休日を除く、8時30分から17時00分まで）  
内に「弘前市役所前川新館2階 財産管理課 財産係（窓口番号B-213）」  
までお持ちください。

## 7. 決定方法

広告内容を審査しその内容が各基準に基づいて適切であり、車両に掲載するものとして適当であると認められた場合は、広告の掲載を決定します。基本的に申込みは各社（各人）1台としますが、申込み台数が上限に達しない場合は複数車両への掲載を認めることとしますので、最大5台までのうち希望する台数を申込み時に明記してください。

審査結果につきましては、申込者全員に決定後速やかに通知します。

なお、掲載車両が上限に達した場合は抽選で掲載広告を決定します。抽選会を実施する場合は別途連絡いたします。

## 8. 掲載広告決定後の流れ

掲載広告決定後は掲載が決まった方に対し順次電話にて連絡しますので、後日財産管理課財産係（窓口番号B-213番）までお越しくください。

決定書と同時に納入通知書をお渡ししますので、期限までに支払ってください。

※掲載料は、1年分（36,000円/台）を一括で支払っていただきます。

## 9. 手続きの流れ

2月22日(木)～3月7日(水)	申込み受付(書類提出)
3月8日(木)～3月13日(火)	内容審査
3月14日(水)	(抽選会) 掲載広告の決定 決定通知(弘前市車両広告決定通知書)
3月15日(木)～3月30日(金)	掲載料支払い(納入通知書) 掲載広告の納入
3月31日(土)	広告貼付 ※作業時間は協議のうえ決定
4月1日(日)	掲載開始

## 10. 随時募集について

今回の募集で広告掲載が10台に満たない場合は、随時募集となります。掲載広告決定は先着順とし、掲載は月初めからとします。

上旬に応募した場合は翌月、それ以外の応募は2ヵ月後からの掲載とします。

(例) 平成30年4月10日(火)に応募した場合、平成30年5月1日(火)からの掲載となります。

平成30年4月11日(水)に応募した場合、平成30年6月1日(金)からの掲載となります。

## 11. ご不明な点がございましたら下記担当までご連絡をお願いします。

別表

車両タイプ	車種	台数
軽乗用車	スズキ アルト	5
軽乗用車	ダイハツ ミライース	1
軽バン車	三菱 ミニキャブ	1
軽バン車	日産 クリッパー	1
軽ワゴン車	ホンダ N-box	1
乗用車	トヨタ パッソ	1

※ 車種の指定はできません。

担 当 : 財産管理課 財産係  
連 絡 先 : 0172-35-1120